

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」報告書(案)に対する意見

項目		意見
章	項	
第2章 デジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定	4. 帯域確保の目標設定 (5) 帯域確保の目標まとめ	<p><b>【原案】</b>                      各対象システムの帯域確保について、合計すると、2021年度～2025年度末までに+約16GHz幅、さらに2030年代に向けては+約102GHz幅の帯域確保を目標とすることが適当である。</p> <p><b>【意見】</b>                      「帯域確保の目標設定」には、重要な社会的役割を果たす既存無線システムが存在し、現在、新たな無線システムとの間で周波数共用検討を実施している周波数帯も含まれるものと思います。帯域確保の可否や共用方策の具体的な検討にあたっては、結論ありきとならないよう、既存無線システムの特性や運用状況を十分に把握したうえで、慎重かつ丁寧な検討が必要です。</p>
第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策	1. デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及 (5) 深刻化する自然災害への対応	<p><b>【原案】</b>                      放送局などが被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報など重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがあるため、これを回避する対策が必要である。そのため、大規模災害時においても、適切な周波数割当てにより置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図りつつ放送を通じて情報取得できる環境を維持するため、難視聴地域の解消、耐災害性強化などの取組を推進する必要がある。</p> <p><b>【意見】</b>                      自然災害がますます激甚化するわが国において、周波数有効利用を図りつつ、地上基幹放送の役割を十全に果たすための施策として、難視聴地域の解消、耐災害性強化などの取組を継続して推進することは有意義です。</p>
第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策	5. 電波利用料制度の見直し (2) 電波利用料の用途 (ウ) 考え方	<p><b>【原案】</b>                      電波利用共益事務では、電波をとりまく状況の変化に応じた新たな取組が求められるといえども、その総額規模については、免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに、抑制に努めることが必要である。すなわち、新たな取組の費用増加については、他の取組</p>

	(iii) 歳出規模について	<p>の費用の節減により賄うことを基本とし、電波利用料の次期の料額算定期間における電波利用共益事務の総費用については、現在の規模を維持することが適当である。</p> <p><b>【意見】</b> 電波利用料の総額規模をできる限り抑制し、無線局免許人の負担軽減を図っていただくよう、あらためて要望します。</p>
<p>第3章 デジタル変革時代の電波有効利用方策</p>	<p>5. 電波利用料制度の見直し (3) 電波利用料の料額算定 ②料額算定におけるその他の考慮事項 (ウ) 考え方</p>	<p><b>【原案】</b> その他の事項に関しては、上記①「料額算定の枠組み」の内容を踏まえ、基本的には現在の料額算定の枠組みを前提とすることが適当である。</p> <p><b>【意見】</b> 無線局免許人にとって料額の予見可能性は極めて重要であるところ、前回2019年の制度改正では激変緩和措置の上限が20%から50%に変更されたため、予期せぬ大幅増額の無線局があったことはたいへん遺憾です。今回の制度改正において、激変緩和措置の上限は従前に倣い20%に変更すべきです。</p> <p><b>【原案】</b> なお、電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用共益事務に要する費用の規模を超えて負担を求めることについては、諸外国における最新の動向などを注視しつつ、慎重に考えることが適当である。</p> <p><b>【意見】</b> 免許人等に共益費用を超える負担を求めることは不合理であるため、慎重に考える旨の方針は極めて適切です。</p>

以上